

改正案	現行
<p>第一（略）</p> <p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号及び第二号に掲げる量の一部若しくは全部を控除し、並びに次の第三号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、控除した結果、零を下回る場合は零とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量（特定排出者が平成二十六年三月三十一日以前に移転をした量を除く。）</p> <p>2（略）</p> <p>第三（略） （削る）</p>	<p>第一（略）</p> <p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から次に掲げる量の一部若しくは全部を控除して得た量とする。ただし、控除した結果、零を下回る場合は零とする。</p> <p>一・二（略） （新規）</p> <p>2（略）</p> <p>第三（略）</p> <p>第四 その他</p> <p>平成二十四年度及び平成二十五年度における算定割当量の償却前移転の状況等を勘案し、平成二十五年度に報告を行う調整後温室効果ガス排出量の調整に係る算定割当量の取扱いについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第一 用語の定義 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「排出量調整無効化」とは、他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。</p> <p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第三号までに掲げる量の一部若しくは全部を控除し、並びに第四号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合は零とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて日本国政府が定める手続に従って排出量調整無効化をした海外認証排出削減量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をした量を除く。）</p> <p>四 （略）</p>	<p>第一 用語の定義 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「排出量調整無効化」とは、他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。</p> <p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号及び第二号に掲げる量の一部若しくは全部を控除し、並びに第三号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、控除した結果、零を下回る場合は零とする。</p> <p>一・二 （略） （新規）</p> <p>三 （略）</p>

2 (略)

第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項

1 報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。

2 他の者が償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量について、当該他の者が自らの代わりに償却前移転又は排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあつては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。

2 (略)

第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項

1 報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。

2 他の者が償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量について、当該他の者が自らの代わりに償却前移転又は排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあつては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。